

事務連絡
令和2年4月27日

各都道府県（港湾担当部長） 殿
国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者
各市
広尾町
各一部事務組合
新居浜港務局

（港湾担当部長） 殿

国土交通省港湾局 総務課長
海岸・防災課長

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する
政府の取組について（周知）

新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の強化に係る新たな措置について、本日、別添のとおり国家安全保障会議において決定されましたので周知いたします。

これにより、これまで周知してきました入国拒否対象地域の73か国・地域に加え、14か国の全域の追加等が実施されます。

また、4月末までを期限として実施されている水際対策強化の措置についても実施期間が5月末日まで延長されますので、併せて周知いたします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

（添付資料）

（別添）水際対策強化に係る新たな措置（令和2年4月27日）

水際対策強化に係る新たな措置

令和2年4月27日

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下14か国の全域を指定（注1）。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする（注2）。

アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、ウクライナ、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ジブチ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ベラルーシ、ペルー、ロシア

（注1）本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で87か国・地域となる。

（注2）4月28日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により、今般追加した14か国の入国拒否対象地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとする。4月29日以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、入国拒否対象とはなっていない。

2. 検疫の強化（厚生労働省）

14日以内に上記1.の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、PCR検査の実施対象とする。

3. 実施中の水際対策の継続

第20回、第22回、第23回及び第25回新型コロナウイルス感染症対策本部（それぞれ令和2年3月18日、3月23日、3月26日、4月1日開催）において、4月末日までの間実施することとした検疫の強化、査証の制限等、航空機の到着空港の限定等及び到着旅客数の抑制の措置の実施期間を更新し、5月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記1. 及び2. の措置は、4月29日午前0時から当分の間、実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象とする。

以上